

## 郡山市子ども食堂に対する商品券の譲与に関する要綱

令和元年10月21日制定  
令和3年11月18日一部改正  
令和5年4月1日一部改正  
令和6年6月1日一部改正  
令和7年6月1日一部改正  
令和8年4月1日一部改正  
[こども部こども総務企画課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で子ども食堂を運営する団体の活動を支援するため、当該子ども食堂に対し、支援企業等からの寄附の範囲内において商品券を譲与することに関し、郡山市財産規則（昭和40年郡山市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、郡山市子ども食堂ネットワーク設置要綱（令和元年9月20日制定）の例による。

(関係者の責務)

第3条 商品券の譲与に当たる職員は、商品券が支援企業等からの善意の寄附であることに特に留意し、商品券を子ども食堂に対しこの要綱に従って公正かつ効率的に譲与し、適正に使用されるよう努めなければならない。

2 商品券の譲与を受ける子ども食堂は、商品券が支援企業等からの善意の寄附であることに留意し、この要綱及び商品券の譲与の目的に従って誠実に使用するよう努めなければならない。

(対象者)

第4条 商品券の譲与を申請する者は、郡山市子ども食堂ネットワーク設置要綱の規定により郡山市子ども食堂ネットワークに登録している子ども食堂とする。

(商品券の用途及び譲与内容)

第5条 商品券の用途は、別表に定める対象経費に使用するものとする。

2 商品券の譲与内容は、子ども食堂が食事の提供、弁当配布を行う事業で、1回当たりの補助額は、別表に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金、その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額と、子ども食堂及び事業の協力者等の分を除いた食事数に500円を乗じて得た額の2分の1の額を比較して少ない方の額とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じた際は、これを切捨てることとし、年度毎の上限額は30万円とする。

3 前項により算出された額に対し商品券の譲与額が不足する場合は、不足分について郡山市こどもの居場所づくり支援補助金交付要綱（令

和5年6月8日制定)により補助金を交付する。

(商品券の譲与の申請)

第6条 商品券の譲与を受けようとする者は、郡山市財産規則第62条第1項に規定する物品譲与申請書及びこども食堂商品券譲与申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(商品券の譲与の承認)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、当該申請書に係る書類の審査により、その内容が適正であるかどうかを調査し、商品券を譲与すべきものと認めるときは、速やかに承認するものとする。

(商品券の譲与の条件)

第8条 市長は、商品券の譲与の承認をする場合には、当該譲与の目的を達成するために、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) こども食堂の開催を止める場合においては、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 商品券を定められた目的及び用途以外に使用しないこと。
- (3) 商品券により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 商品券使用に係る帳簿を整備し、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (5) 第13条の規定による実績報告の内容について、支援企業等から要求がある場合は、市が支援企業等に対して開示することに同意すること。

(商品券の譲与の承認の通知)

第9条 市長は、商品券の譲与について承認をしたときは、速やかにこども食堂商品券譲与承認決定通知書(第2号様式)により、商品券の譲与の申請をした者に通知するものとする。

(商品券の譲与)

第10条 商品券の譲与は、前条の規定により譲与の承認をした後に、これを行うものとする。

2 前項の規定により商品券の譲与を受けた者は、こども食堂商品券受領書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(状況報告又は調査)

第11条 市長は、こども食堂の開催実績等について、必要に応じ、商品券の譲与を受けた者から報告を求め、又は調査をすることができる。

(実績報告)

第12条 商品券の譲与を受けた者は、事業計画の期間が終了したとき又は事業計画の期間の途中でこども食堂の開催を止めるときは、こども食堂の開催実績等について、速やかにこども食堂商品券譲与実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合において、その報告に係るこども食堂の開催状況又は譲与を受けた商品券の使用状況が商品券の譲与の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該こども食堂に指示することができる。

(商品券の返還)

第14条 市長は、商品券の譲与を受けた者がこども食堂の開催を止める場合であって、譲与を受けた商品券に未使用のものがある場合は、期限を定めて当該商品券の返還を求めなければならない。

2 市長は、商品券の譲与を受けた者が、譲与を受けた商品券を譲与の決定の内容及びこれに付した条件に適合しない使用をしていた場合は、期限を定めて当該商品券の返還を求めなければならない。

(理由の提示)

第15条 市長は商品券の譲与を受けた者に対して第14条の規定により是正の措置の指示をするとき又は前条の規定により商品券の返還を求めるときは、その理由を示すものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年11月18日から施行し、改正後の郡山市子ども食堂に対する商品券の譲与に関する要綱（以下「新要綱」という。）の規定は令和3年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの子ども食堂開催回数分に相当する商品券譲与額について、この要綱の施行の際、改正前の郡山市子ども食堂に対する商品券の譲与に関する要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により現に譲与を受けている商品券の額と、新要綱の規定により算出した商品券の譲与額とを比較して、旧要綱の規定により現に譲与を受けている商品券の額の方が大きい場合には、なお従前の例によるものとし、新要綱の規定により算出した商品券の譲与額の方が大きい場合には、その差額分に相当する額を上限として申請に基づき譲与するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行し、改正後の郡山市子ども食堂に対する商品券の譲与に関する要綱第8条第4号の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

経費区分	対象経費
報償費	講師謝礼、ボランティア謝礼
旅費	旅費
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料
役務費	通信運搬費、広告料、保険料、手数料、委託料
使用料及び賃借料	会場等使用料、倉庫使用料、機器リース料等
備品購入費	備品購入費